



農業委員会だより 第54号

発行 茂原市農業委員会

編集 農業委員会事務局

電話 0475-20-1530



食卓が笑顔に なるよう な作物を届けたい

地域の担い手紹介 | 七渡地区 中村 拓夢さん

中村さんは大好きな祖父と祖母の跡を継いで就農しました。ネギを中心に栽培して今年で8年目。今後は経営拡大し、地域農業を元気にしたいと語ってくれました。

新 会長ごあいさつ



茂原市農業委員会
会長 杉浦 文子

令和8年2月1日に農業委員会会長に就任いたしました杉浦文子と申します。何卒宜しくお願いいたします。現在、農業を取り巻く状況は農業従事者の高齢化や担い手の減少など、厳しい状況となっております。農業委員会は農業を守り育てるため、優良農地の確保と有効利用、耕作放棄地の発生防止及び解消に取り組んでまいります。また、各種申請に対しても公平迅速に対応できるよう、委員・職員一丸となって積極的な活動を推進してまいります。今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



市長へ

農業振興等に関する 意見書を提出しました！

茂原市農業委員会では、令和8年度予算編成にあたり、昨年10月に、次の項目について、市長へ意見書を提出いたしました。



意見書の項目

農業者が将来を見据え、持続的に安定した農業を行えるよう、特段の措置を要望しました。

第1 強い農業を推進するための経営基盤対策の強化について

- 1 基盤整備の推進
 - 2 遊休農地対策の推進
 - 3 地域計画の策定等
 - 4 担い手の育成対策等
 - 5 新規就農の促進
 - 6 その他
- 第2 農業委員会の体制整備について



★老後も安心です★

農 業 者 年 金

に加入しませんか

加入資格を満たせば、農業者なら誰でも入れます！

加入資格

- ① 年間60日以上農業に従事
(自営業との兼業農家も加入できます)
- ② 65歳未満
- ③ 国民年金第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く)
(ただし、60歳以上は国民年金の任意加入保険者)

▶ 申込先：農業委員会事務局
0475-20-1530

農家の
味方！



全国農業新聞

全国農業新聞は、農業総合専門誌です。農家の「経営とくらしに役立つ」情報をお届けします。購読のお申し込みをお待ちしています。

発行所 全国農業会議所
発行日 毎週金曜日
購読料 月額900円(税込)



▶ 申込先：農業委員会事務局
0475-20-1530

農業委員会への手続き等について



01 農地の権利移動及び転用について

農地を売買する場合や農地を農地以外の用途に利用する場合は、農地法に基づく許可を受ける必要があります。**農地法許可申請の締め切りは、毎月25日まで（土日祝日は除く）**となります。

なお、許可を受けずに農地を農地以外の用途に使用している場合は、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような厳しい措置が講じられる場合があります。

- ・ 工事中の中止や原状回復などの命令
- ・ 罰則の適用（3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金）

02 農地の権利取得について

相続（遺産分割・包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等で農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3第の規定による届出が必要になります。

※相続登記についても令和6年4月1日から義務化されました。

03 軽微な農地の埋立てでも届出が必要です！

水田等を埋立て、野菜等の作付けをする場合でも、実施1か月前までに「軽微な農地改良の届出」が必要になります。

届出の要件

- ① 盛土する土は山砂や搬出元が明らかな畑土等であること。
- ② 平均盛土厚さが1.0m未満であること。
- ③ 隣接する水路の形状等を変更しないこと。
- ④ 事業に要する期間が3か月を超えないこと。

詳細は農地がある市町村農業委員会にお問い合わせてください。



上記以外の埋立てには、農地転用の許可を受ける必要があります。

※埋立てについては環境保全課（Tel 20-1504）に手続きが必要になる場合があります。

04 手続きしないで農地の貸し借りをしていると・・・

手続きをしないで貸し借りをしている場合はヤミ耕作となります。また、20年以上にわたりこのような貸し借りが行われていた場合、民法163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、借人が賃借権を取得することがありますので、トラブルにならないように適正な手続きを行いましょ。



農地賃貸借情報

農地法第52条に基づき農業委員会が農地の賃貸借料の動向の収集、提供を行います。

【令和7年分】

(金額は10a当たり)

| 農地区分 | 貸借権 | | | | 使用貸借権 |
|------|---------|---------|--------|------|-------|
| | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 | |
| 田 | 22,000円 | 33,000円 | 4,800円 | 447筆 | 30筆 |
| 畑 | 7,000円 | 24,700円 | 5,200円 | 78筆 | 19筆 |

- ※1 データ数は、集計に用いた件数です。(令和7年1月～令和7年12月)
- ※2 平均額は、最低額と最高額を除いた平均値です。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位にしています。
- ※4 **実勢賃貸借料を考慮し、必ずしもこの賃貸借料の限りではありません。**

令和8年度

標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金表



1 雇用労賃

| 区分 | 労賃 | 備考 |
|-----|---------|--------------------------------|
| 田作業 | 10,100円 | ① 1日当たりの賃金(但し実労8時間) ② 賄回数2回 |
| 畑作業 | 10,100円 | |

2 機械による農作業料金

| 区分 | 農作業料金 | 備考 |
|-------|---------|--|
| トラクター | 耕起 | 7,500円 10a当たり |
| | 代かき | 7,900円 10a当たり、代かきハロー使用の場合 ロータリーを使用の場合は、耕起料金に準ずる |
| | 畦ぬり | 4,400円 100m当たり |
| 植付 | 10,100円 | 田植機による10a当たり・苗費を含まない 側条施肥は別途協議 |
| 刈取脱穀 | 22,000円 | コンバインによる10a当たり 刈り取り・脱穀乾燥場までの籾運搬は含まず |
| 乾燥調製 | 3,600円 | 60kg当り 生籾の乾燥・籾摺り |
| 育苗 | 990円 | 1箱当りの硬化苗(運搬費を含まない) |

- ※1 乾燥調製、育苗を除く農作業は、オペレーター1人付料金
- ※2 機械による農作業料金は土地改良事業施行済の圃場(30a区画を想定)として設定。
- ※3 **地域性を考慮し、必ずしもこの料金表の限りではありません。**